

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成16年12月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第65号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「, 第6項」を削り, 「第9項」を「第7項」に改め, 同項第9号中「第27条第8項」を「第27条第6項」に改める。

第7条第3項中「, 里親又は保護受託者」を「又は里親」に改める。

第8条中「若しくは指定国立療養所等」を「, 指定国立療養所等」に改め, 「若しくは保護受託者」を削る。

第18条中「, 里親又は保護受託者」を「又は里親」に改める。

「 施設名.....

代表者名 (記名押印又は署名)

第9号様式中

㊟ を

(里親又は保護受託者

の氏名又は名称)

「届出者の氏名 (施設にあつては, 名称及び代表者名。記名押印又は署名)

㊟

.....」

に改める。

(京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則の一部改正)

第2条 京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第27条第1項第3号」を「第6条の3」に改める。

(京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部改正)

第3条 京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条児童相談所の款相談課の項第6号中「, 保護受託者」を削る。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)